

KONKATSU SUPPORTER

婚活サポーター GUIDE BOOK

活動ガイドブック



絵：村岡マサヒロ



もうひとつのサポーター

婚活サブサポーター

県では、婚活サポーターに加え、独身者のお引合せは行わず、独身者へ県の出会い・結婚支援事業や地域の出会いイベントなどの情報提供等を行う「婚活サブサポーター」を募集しています。

婚活サポーターや
婚活サブサポーターに
興味がある方、
独身者の出会い・結婚の支援に
関心がある方は、
ぜひ、高知県少子対策課まで
ご連絡ください!!

こんな人にオススメ!

- 独身者の応援をしたいけど、何をしたら良いか分からない...
- 独身者の応援をしたいけど、婚活サポーターの活動はちょっと大変そう...と考えている方

婚活サブサポーターの活動内容



1 情報発信

婚活サポーター制度や地域の出会いイベントなどの情報発信を行っていただきます。

2 情報提供

独身者から相談があった場合、必要に応じて情報提供を行い、希望があれば婚活サポーターへのつなぎを行っていただきます。

3 その他、独身者の親や他の独身者を交えた交流など

婚活サブサポーターに登録された方には、活動に役立てていただくための資料やパンフレット等を定期的に送付します!!

問い合わせ先

高知県 少子対策課

出会い・結婚支援担当

〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20
TEL.088-823-9717 FAX.088-823-9658
E-mail. 060501@ken.pref.kochi.lg.jp

詳しくはホームページをご覧ください!

高知で恋しよ 応援サイト **GO**

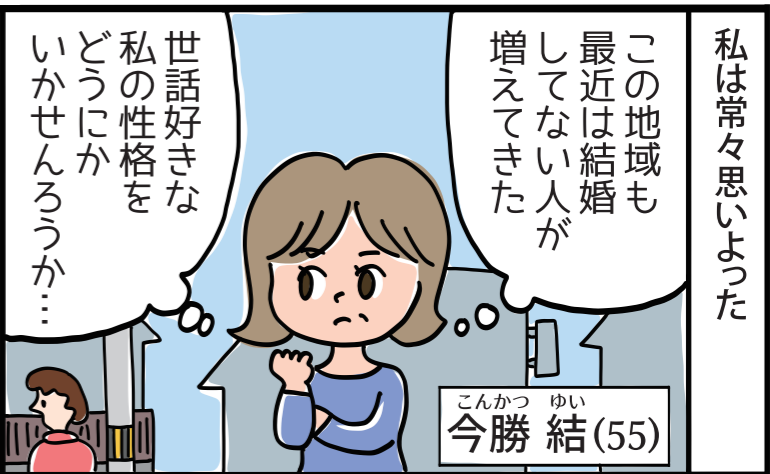
<https://www.koishiyoyo.pref.kochi.lg.jp/>



私は常々思いよった

この地域も最近では結婚してない人が増えてきた

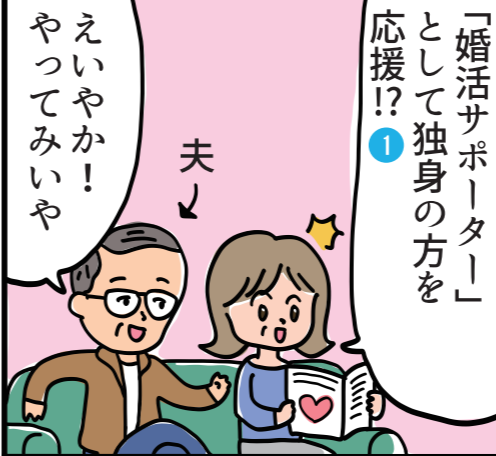
世話好きな私の性格をどうかにかいせんろうか...



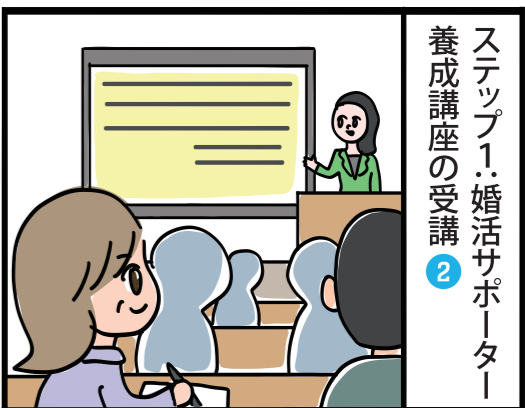
今勝 結 (55)

そんなある日のこと

「婚活サポーター」として独身の方を応援!?



ステップ1: 婚活サポーター養成講座の受講



ステップ2: 必要な書類を県に提出



県から名札、名刺等が届いたら活動スタート



そのころ、とある男性が

あーそろそろ俺も結婚したいねや...



でも自営業やし出会いがない



高知で恋しよ!! 応援サイト 検索
「地域のお世話焼きさんがあなたをサポート」か...

うちの地域でお願いできそうな人は...



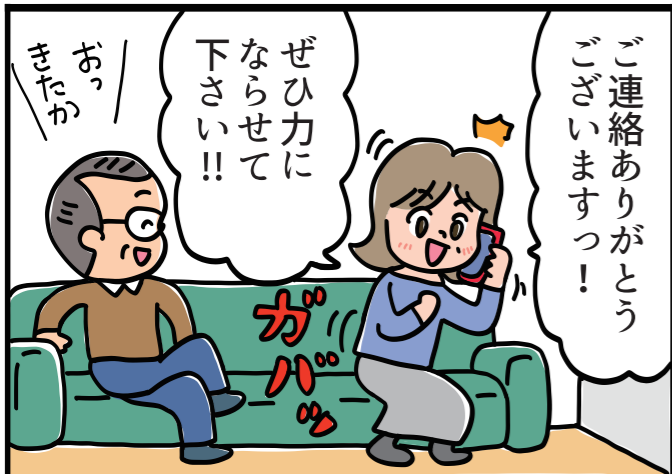
電話、またはメールで連絡

あーこういうが自分初めてなもんでなんちゃあ分からんがですけど...

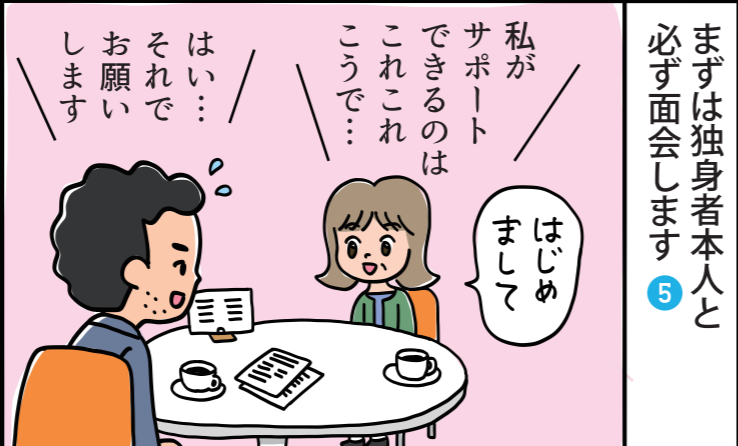


婚活サポート
お願いして
よろしいでしょうか

ご連絡ありがとうございます
ご迷惑です!!



まずは独身者本人と必ず面会します



私がサポートできるのはこれこれこうで...

はい... それでお願いします

独身者のお世話をすることが決まったら、申込書などに必要事項を記入してもらいます
※一部の書類を県に提出します

これから6カ月間二人三脚で頑張るぞっ!



サポート活動スタート

6 7

県が取りまとめた相談者情報の一覧表を見て、お相手を探します



あの人が合いそうな相手は...

サポート同士の情報交換も大切です

私が最近サポートはじめた女性やけど



あっ! この人うちの相談者さんかどうかや

ワンポイントメモ

婚活サポーター

婚活サポーターになるための要件

- 県内在住の成人の方(婚姻歴不問)
- 県の実施する養成研修を受講した方
- 自身が婚活サポーター制度の相談者として結婚活動中で無い方

婚活サポーター養成講座

- 養成講座は年に2回程度開催します。開催する際は「高知で恋しよ!! 応援サイト」等でお知らせします。
- ※要望に応じて、個別開催も承っています。

登録期間について

- サポーターの登録期間は3年間です。ただし、登録期間中に県の実施する研修会等に参加することにより、さらに3年間延長できます(その後も同じ)。

連絡先等の公開について

- サポーターの名前や連絡先は、「高知で恋しよ!! 応援サイト」で公開されます。(婚活サポーター一覧表)
- ※支援を希望する独身者等は、「婚活サポーター一覧表」を見て、相談したいと思うサポーターに連絡をします。

相談者との面会

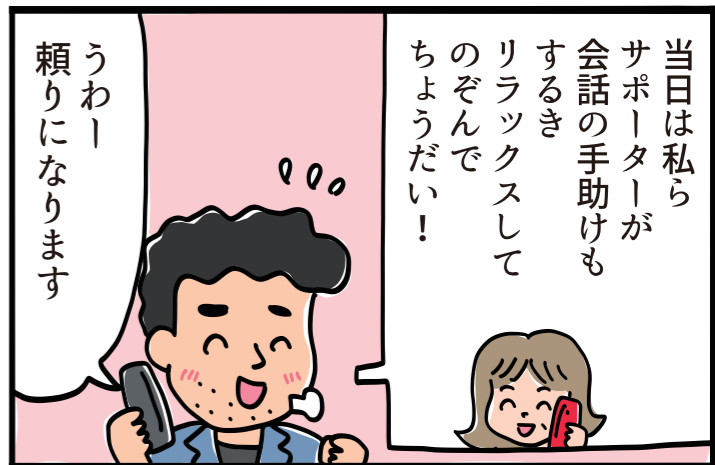
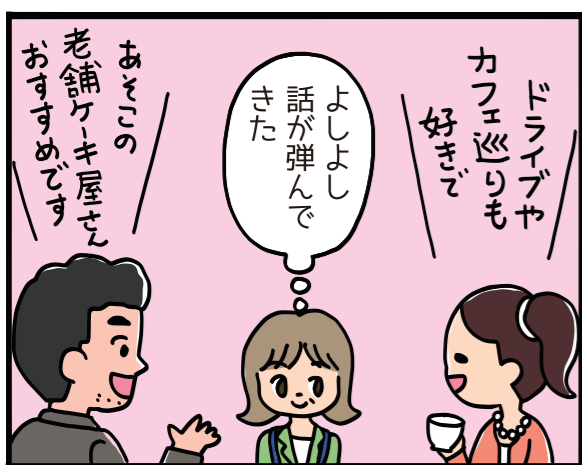
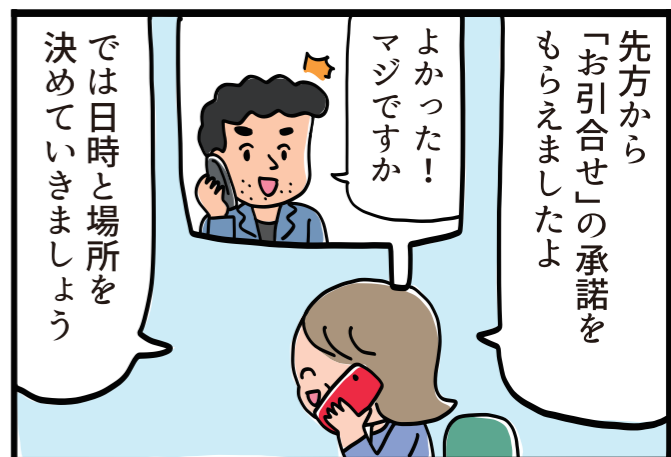
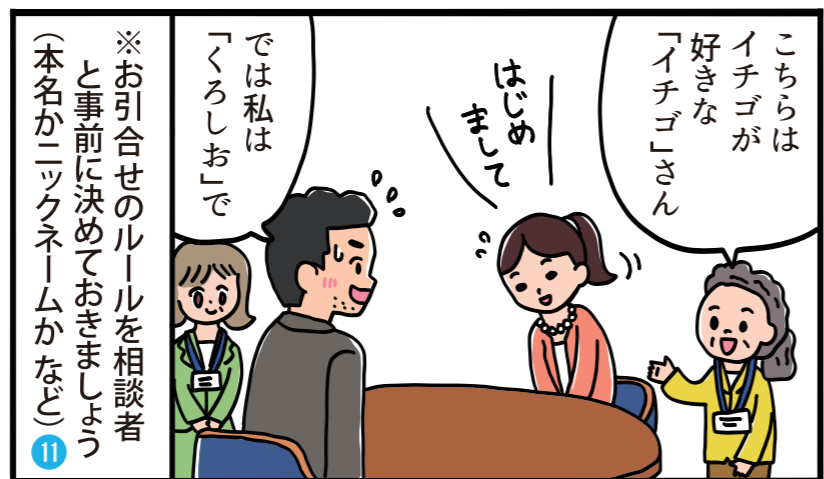
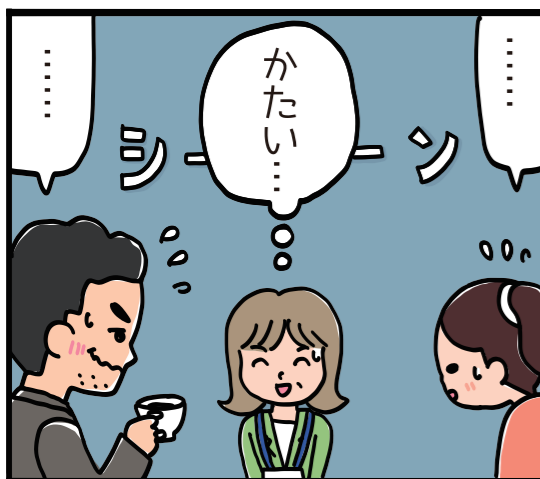
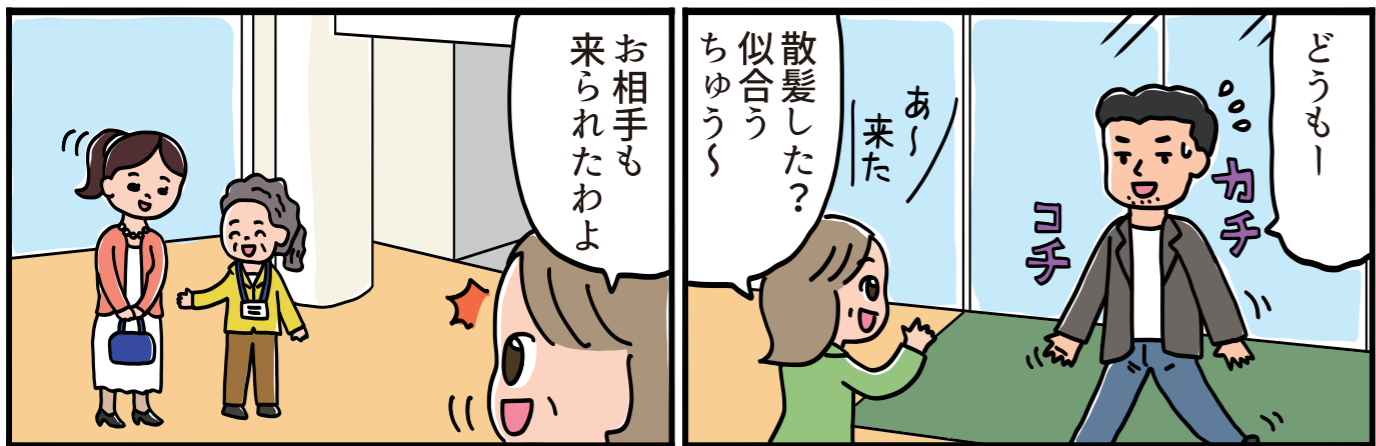
- 相談者に婚活サポーター制度の仕組みなどを説明し、申込みの意思を確認してください。
- 面会は、サポーターもしくは相談者の自宅以外で行うことが望ましいです。

本人及び独身であることの確認

- 相談者の本人確認は、運転免許証やパスポートなどで行ってください。
- 独身であることの確認は、「3ヶ月以内に発行された独身証明書」により行ってください。
- ※独身証明書は、本籍地の市町村役場で発行しています。

申込みに必要な書類

- ① 申込書(第1号様式)
- ② 申込書(第2号様式)
- ③ 相談者情報登録書(第3-1号様式... 複写)
- ④ 相談者情報登録書(第3-2号様式)
- ⑤ 確認書(第4号様式)
- ⑥ 婚活サポーター相談者個人情報取扱同意書(第5号様式)
- ※①②③④は1枚目、⑤⑥はサポーターが保管してください。
- ※⑥は相談者とサポーターがそれぞれ1部ずつ保管してください。

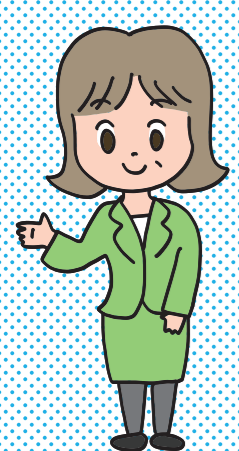


11

お引合せの留意事項

- 相談者同士を引き合わせる際には、原則として双方最低でもどちらか一方のサポーターが立ち会ってください。
- サポーターの退席するタイミングは、事前に相談者や相手サポーターと打ち合せておきましょう。
- お引合せの際に発生した飲食代などは、相談者及びサポーターそれぞれが自身の費用を負担してください。
- お引合せ時の相談者同士の連絡交換については、相談者の責任において行なわせてください。
- お引合せ後、相談者にお相手との交際の意思等を確認してください。
- お引合せ相手の紹介は一度に一人です。紹介した人にお断りして(されて)から新たな人を紹介してください。

※初めのお引合せは緊張されると思いますが、お2人が話しやすい話題(趣味など)を振るなどして、会話が弾むようお手伝いをしてあげてください。



10

お引合せ

- 希望に沿うお相手がいなかった場合は、そのお相手が登録しているサポーターに連絡を取り、お引合せの調整(お引合せ可否確認、お引合せの日程調整など)を行います。

9

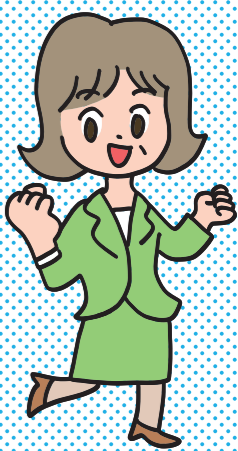
お相手探し

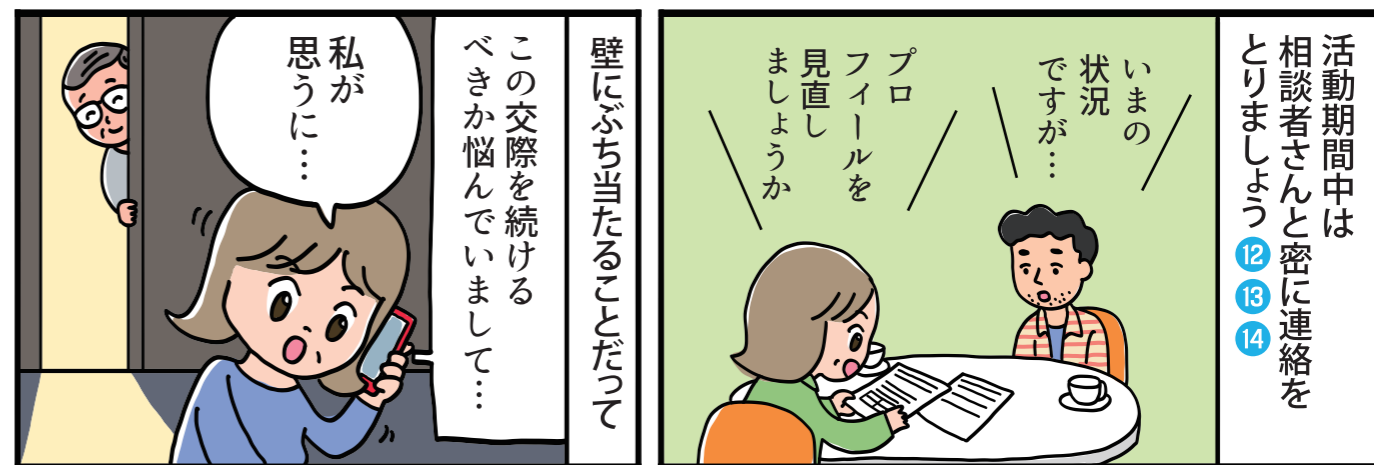
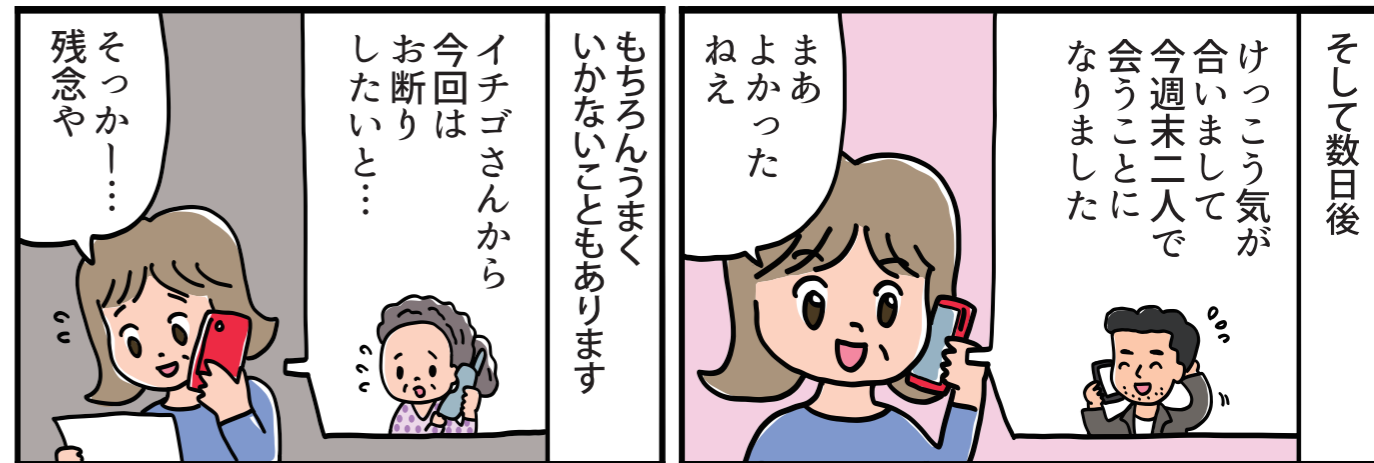
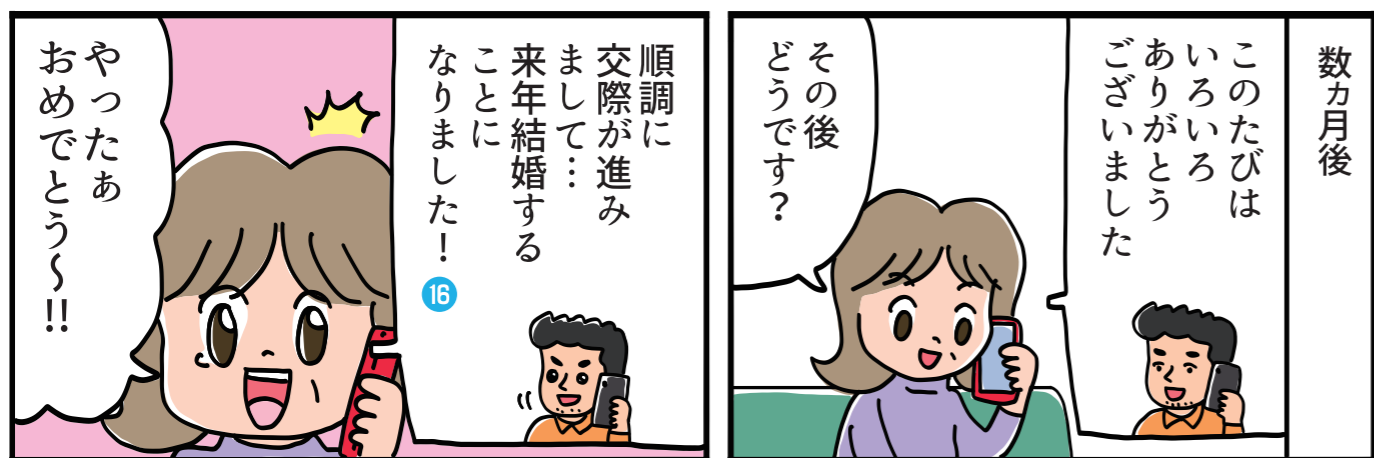
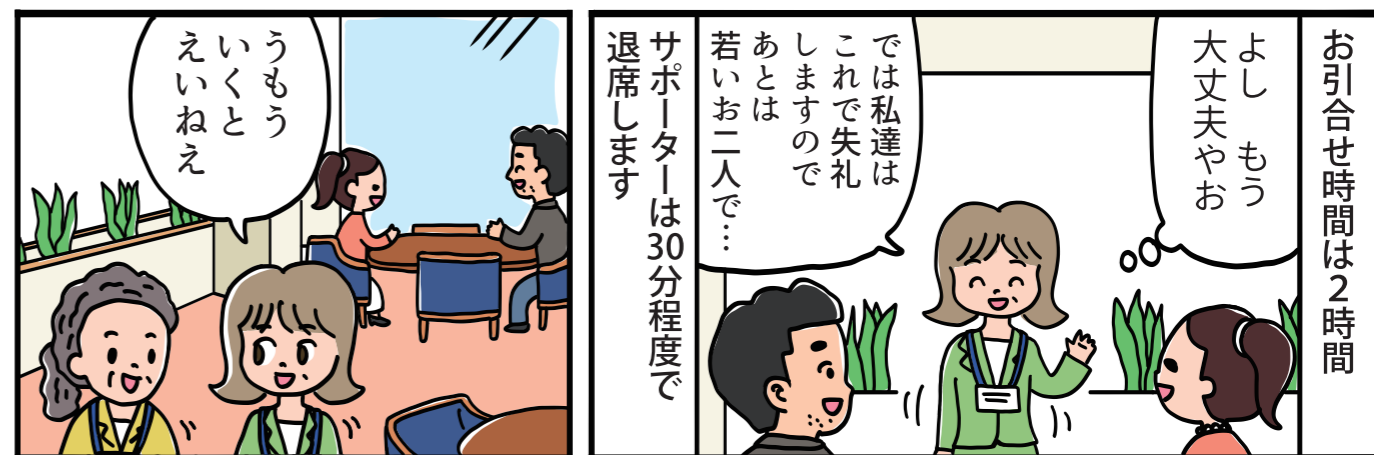
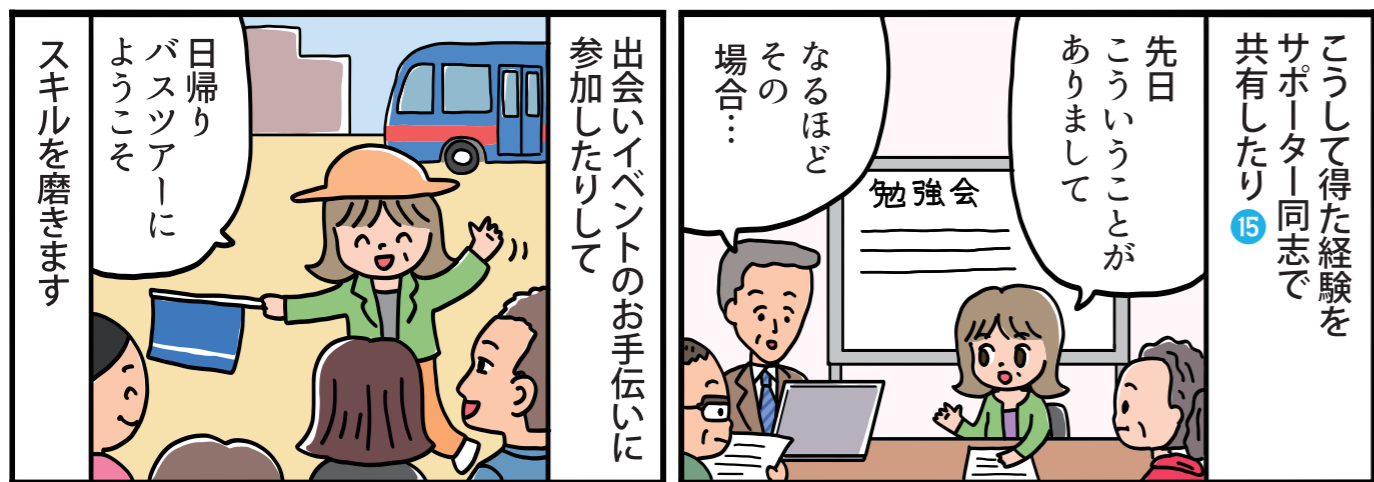
- 「相談者情報一覧表」に記載している情報を確認し、自身の相談者の希望に沿うお相手を探します。
- ※その他、サポーターの身近にいる独身者の中からお相手を探していただいても構いません。

8

相談者情報一覧表

- サポーター同士で相談者の情報を広く共有し、お相手探しなどのサポート活動をスムーズに行うため、県において相談者の情報をまとめた一覧表を作成し、サポーターに配付します。
- ※相談者情報一覧表への情報の掲載については、相談者自身が選択します。





17 サポート活動の終了

○サポート活動を終了するときは、文書または口頭で、相談者とサポーターの両方で確認してください。

○相談者の個人情報に関する書類は、相談者に返却するか、相談者に確認のうえ、サポーターが処分してください。

16 成婚の報告

○相談者から成婚の報告があり、県への報告の同意があった場合は、「婚活サポーター成婚(予定)報告書」(第8号様式)を県に提出してください。

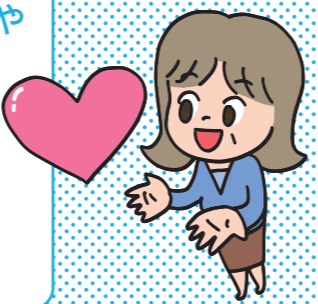
※成婚者には、高知県知事からのお祝いメッセージや成婚記念品を贈呈します(希望者)。

15 お相手探しやお引合せ以外の活動

○相談者や相談者以外の出会いや結婚への支援を希望する独身者の方には、県内の出会いイベントの情報等を紹介

○県が実施する研修会等への参加

○サポーターの情報交換会、独身者交流会の実施など



14 相談者との間で確認してほしいこと

○サポーターは、すべての方に出会いの機会の提供を保証するものではありません。

○必ずしも成婚まで結びつくものではありません。

○申し込みをすることができないサポーターは一人だけです。

13 サポート活動の期間

○サポート活動は原則6ヶ月ですが、相談者とサポーターの双方が活動期間の継続に合意をした場合は、継続して活動できます。

○相談者から申し出があった場合や、相談者がルールを守らない場合等は、6ヶ月を経過しなくても、サポート活動を終了することができます。

12 サポート活動の留意事項

○相談者とのコミュニケーションを大切にしてください(定期的に連絡を取ってください)。

○押しつけがましい活動にならないよう注意してください(主役は相談者、サポーターはお手伝い)。

○相談者の個人情報(サポーターが責任を持って管理してください(書類は施錠したキャッシュネット等に保管すること))。

○個人情報をサポート活動以外のために利用しないでください。

※ご家族等にも相談者の個人情報は話さないでください。